

新長期生命 80

保障者のしおり

入院共済金等のご請求については、P. 3～4をご覧ください

目次

1 保障内容	1
2 共済金等の請求手続・請求に関するよくある質問	3
3 その他ご確認いただきたいこと	
● 契約の変更等	
(1) 共済契約の変更が必要な場合	5
(2) 解約する場合	5
● 共済金等のお支払と免責	
(3) 共済金等の受取人	5
(4) 指定受取人を変更する場合	5
(5) 入院共済金等の代理請求	5
(6) 入院共済金請求時の留意点	6
(7) 共済金等を支払わない場合	6
(8) 入院共済金を支払わない場合	7
(9) 共済金の削減等	7
(10) 共済金等の支払時期	7
● 契約の取消し・解除	
(11) 詐欺による共済契約の取消し	7
(12) 告知義務違反による解除	8
(13) 重大事由による解除	8
(14) 解除の効力	8
(15) 契約当事者以外の者による解除	8
● その他	
(16) 被共済者の生死不明の場合の取扱い	9
(17) 消滅時効	9
(18) 契約者割戻金（配当）	9
(19) 異議の申立て	9
(20) 事情の変更	9
(21) 生命保険料控除証明書の発行	9
(22) 共済金等の税制上の取扱い	10
(23) 契約を変更する時の提出書類及び組合が行う通知等	10
(24) マイナンバーの申告	10
別表 1 急激で偶発的な外来の事故の範囲	11
別表 2 重度障害の状態	11
別表 3 保障期間における死亡給付金・解約返戻金	12
別表 4 B型からA型に変更した場合の死亡給付金・解約返戻金（重度障害共済金が支払われた場合）	16



1 保障内容

ご契約の型・コース・入院共済金日額については、共済証書をご確認ください。

- A型 → 80歳までの入院保障（※1）
- B型 → 80歳までの入院保障プラス70歳までの死亡保障又は70歳のときの生存共済金

		共済金等名	支払事由	共済金等の額
A型・B型共通の保障内容	80歳まで	入院共済金	契約日以後に発生したケガ又は病気のため、共済契約者の 80歳直後 の契約当日の前日までに被共済者が次の入院をしたとき（※2） ●ケガの治療を目的とした 1日以上 の入院 ●病気の治療を目的とした 継続した5日以上 の入院（※3）	5,000円、7,000円、10,000円 のいずれかに 入院日数を乗じた額 （ご契約された入院共済金日額） 支払限度日数 1,095日 （保障期間を通じて） 1回の入院における支払限度日数 120日
		死亡給付金 （※4）	共済契約者の80歳直後の契約当日の前日までに被共済者が死亡したとき	被共済者の死亡時点における入院保障のためにお預かりしている額 別表3（P.12～13）
B型のみの保障内容	70歳まで	死亡共済金 重度障害共済金	共済契約者の 70歳直後 の契約当日の前日までに被共済者が ●死亡したとき 又は ●契約日以後のケガ又は病気を原因として 重度障害 の状態になったとき（※5）	100万円 （A型には死亡共済金及び重度障害共済金の保障はありません。）
	70歳のとき	生存共済金	共済契約者の 70歳直後 の契約当日に被共済者が生存しているとき（※6）	100万円 （A型には生存共済金の保障はありません。）

※1 年齢は契約当日における共済契約者本人の年齢をいいます。（以下同じ）

⚠ ※2 契約当日とは、保障を開始した日（退職した月の翌月1日）に対応する月日をいいます。誕生日ではありません。

（例）2018年3月末に60歳で定年退職した方は、2018年4月1日が保障開始日となり、70歳の契約当日は2028年4月1日、80歳の契約当日は2038年4月1日となります。

⚠ ※3 最初の入院は、病気で継続して5日以上入院日数を必要としますが、最初の入院の退院日の翌日から180日以内の再入院は、最初の入院と合わせて1回の入院とみなし、例えば2回目の入院が最初の入院と違う病名の継続5日未満の入院であっても入院共済金が支払われます。

病気とケガの重複入院中の入院共済金は、最初の入院原因となった病気又はケガにかかるものをお支払いたします。

※4 共済契約者の80歳直後の契約応当日の前日までに死亡した場合、ご契約された入院共済金日額（共済証書に記載）及び共済契約者本人の年齢に応じて、被共済者の死亡時点における入院保障のためにお預かりしている額を返金します。**金額は別表3（P.12～13）をご参照ください。**

なお、この死亡給付金の額は契約応当日から死亡月までの経過月数分が減少します。（配偶者分についても、年齢の基準は共済契約者本人になります。）

※5 重度障害とは、組合が定める状態（別表2 P.11参照）をいいます。重度障害共済金をお支払いした場合は、B型からA型に変更して契約が継続されます。（重度障害共済金を支払った後は、死亡共済金の支払はありません。）

⚠ ※6 本人・配偶者コースの生存共済金は、**配偶者の年齢に関係なく、共済契約者本人の70歳の誕生日直後の契約応当日**に達したときに共済契約者分と配偶者分をお支払いします。

■ ■ ■ 主な用語の説明 ■ ■ ■

傷害(ケガ)： 別表1（P.11）で定める急激で偶発的な外来の事故（以下「災害」という。）により身体に受けた損傷をいいます。

疾病(病気)： 傷害に該当しない病気をいいます。

傷 病： 傷害（ケガ）及び疾病（病気）をいいます。

重度障害の状態： 別表2（P.11）で定める状態になったことをいいます。

入 院： 医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療又は通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院若しくは診療所（医療法（昭和23年法律第205号）で定める病院又は診療所をいい、**介護保険法（平成9年法律第123号）で定める介護保険施設及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）で定める老人福祉施設を含まない。**）又はこれらと同等であると組合が認める日本国外にある医療施設に入院し、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

告 知 事 項： 支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、組合が共済契約申込書に掲げ、告知を求めたものをいいます。

共済契約者： 警生協と共済契約を締結された方（本人）です。

被 共 済 者： その者の入院、死亡又は生存に関して、組合が共済金の支払を行うこととなる者をいいます。

本人コース → 共済契約者のみが被共済者となります。

本人・配偶者コース → 共済契約者及び配偶者が被共済者となります。

【保障期間】（個々の保障期間については、共済証書をご確認ください。）

保障期間は、共済契約者本人の年齢が基準になります（配偶者の年齢は関係ありません。）。

① 入院共済金の保障期間（A型、B型共通）

共済契約者が80歳になった日（80歳の誕生日）の直後の契約応当日の前日までです。

② 死亡共済金又は重度障害共済金の保障期間（B型のみ）

共済契約者が70歳になった日（70歳の誕生日）の直後の契約応当日の前日までです。

③ 生存共済金（B型のみ）の支払い

共済契約者が70歳になった日（70歳の誕生日）の直後の契約応当日に被共済者が生存している場合は、生存共済金をお支払いします。

※ 本人・配偶者コースの共済契約者が死亡した場合、配偶者分の契約は継続することができます。その場合、残りの保障期間は当初の保障期間が引き継がれ、共済契約は配偶者が本人から相続したものとして相続税の対象となります。

2 共済金等の請求手続

【請求の流れ】

- 1 入院日数等の共済金等の支払事由（P.1参照）をご確認いただき、支払事由に該当する場合は退職された都道府県警察等（厚生担当課）の警生協支部担当者までご請求の内容をお知らせください。



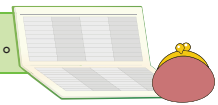
↓ お手続について説明し、速やかに請求書等の必要書類を送付します。

- 2 提出書類（P.4参照）を揃え、各警生協支部あてに送付してください。



↓ 内容を確認後、支払手続を行います。

- 3 支払手続が完了次第、速やかに（P.7（10）参照）ご指定の口座に入金いたします。



共済金等の請求に関するよくある質問

Q1 入院した場合や、夫（又は妻）が亡くなった場合に、請求の手続はどうすればいいですか？

A：退職された都道府県警察等（厚生担当課）の警生協支部担当者に連絡をしてください。
ご連絡をいただいた後、請求書類を送付しますので、請求手続を行ってください。
なお、請求に必要な書類はP.4をご参照ください。

Q2 B型契約をしています。70歳の誕生日を迎えました。生存共済金の請求は、どうすればいいですか？

A：生存共済金は、共済契約者が70歳になった誕生日ではなく、その直後の契約応当日（※）にお支払いします。（共済証書に記載されています。）
契約応当日の3ヶ月半前に、ご自宅に請求書類を送付しますので、必要事項をご記入の上、同封の封筒にて返送してください。
※契約応当日とは、保障を開始した日（退職された月の翌月1日）に対応する月日をいいます。

Q3 ガン等の生活習慣病で入院した場合も請求できますか？

A：ガン等の生活習慣病で入院した場合もお支払いします。病気入院の場合は、病名に関わらず継続5日以上入院であれば、対象となります。入院共済金の請求に関する留意点などは、P.5以降の(3)、(5)、(6)、(8)をご参照ください。

Q4 手術をした場合は、共済金を受け取ることができますか？

A：手術に対する共済金のお支払いはありません。

Q5 病気で継続5日以上入院をして、入院共済金を受け取りました。その後病気が再発し継続3日間入院しました。継続3日間の入院でも共済金を受け取ることができますか？

A：病気による継続5日以上最初の入院の退院日の翌日から180日以内の再入院であれば、継続5日未満（この質問では継続3日間）の入院でも病気の種類に関係なく最初の入院と合わせて1回の入院とみなしますので、合わせて120日を限度に入院共済金を受け取ることができます。
※ケガと病気の組合せは対象外です。

Q6 入院共済金の請求手続を忘れていました。退院日から1年を経過していますが、請求することができますか？

A：入院共済金の請求時効は3年ですので、退院日から1年を経過した場合でも、請求することができます。
入院共済金の請求は、時間の経過とともに、医療機関での診断書の発行が難しくなる場合があります。退院後は、速やかに、請求手続を行ってください。

Q7 検査入院は入院共済金の対象になりますか？

A：医師の診断の下で検査入院した場合、治療行為の有無に関わらず、お支払いの対象となります。ただし、定期健康診断や人間ドック等の健康管理を目的とした検査入院についてはお支払いの対象とはなりません。

※提出書類は、皆様の負担軽減や様々な要請から見直しをする場合があります。また、下記の提出書類に加えて必要な書類をお願いする場合があります。

【 共済金等の請求時の提出書類 】

1 共済金等、解約返戻金及び積立割戻金のご請求の際は、次の書類を提出してください。

共済金等名	提出書類																													
入院共済金	<p>ア 組合所定の請求書</p> <p>イ 診断書（患者名、傷病名、入院期間が明記され、医師の記名又は押印があるもので、退院日以降に発行されたもの）※コピー可 なお、異常分娩の入院以外で以下の表の○印に該当する方は、診断書に代えて「診療状況申告書」と「領収書（入院期間が明記されたもの）」（コピー可）で請求することができます。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">請求の内容</td> <td>契約期間 入院期間</td> <td>新規・入院共済金の増額 から入院まで</td> <td>2年以内</td> <td>2年超</td> <td>契約期間にかかわらず</td> </tr> <tr> <td></td> <td>継続入院</td> <td>10日以内</td> <td>30日以内</td> <td>30日以内</td> </tr> <tr> <td>傷害（ケガ）</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>疾病（病気）</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>悪性腫瘍</td> <td></td> <td></td> <td>入院期間にかかわらず すべて診断書が必要</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table> <p>◆ 前記にかかわらず、組合が必要と認めた場合には、医師の診断書を提出していただくことがあります。また、診断書の記載内容に不明な点がある場合は、再度、診断書を提出していただくことや病院に照会させていただくことがあります。</p> <p>ウ ケガによる入院の場合 → ア、イの他に不慮の事故を原因として生じたことを証明するもの（診療状況申告書の事故状況報告欄を記入したもの、又は交通事故証明のコピーでも可）が必要です。</p>	請求の内容	契約期間 入院期間	新規・入院共済金の増額 から入院まで	2年以内	2年超	契約期間にかかわらず		継続入院	10日以内	30日以内	30日以内	傷害（ケガ）			—	—	○	疾病（病気）			○	○		悪性腫瘍			入院期間にかかわらず すべて診断書が必要	○	
	請求の内容		契約期間 入院期間	新規・入院共済金の増額 から入院まで	2年以内	2年超	契約期間にかかわらず																							
			継続入院	10日以内	30日以内	30日以内																								
	傷害（ケガ）			—	—	○																								
	疾病（病気）			○	○																									
悪性腫瘍			入院期間にかかわらず すべて診断書が必要	○																										
死亡給付金 及び 死亡共済金	<p>ア 組合所定の請求書</p> <p>イ 医師の死亡診断書若しくは死体検案書又はその写し</p> <p>ウ 死亡届後作成された戸籍謄本又は戸籍抄本</p> <p>エ 死亡給付金及び死亡共済金の受取人の戸籍謄本又は戸籍抄本。ただし、ウの戸籍謄本に当該受取人の氏名が記載されているときは、不要です。</p> <p>オ 死亡給付金及び死亡共済金を受け取るべき者が2人以上あるときは、代表受取人選定届、各受取人の氏名が記載されている戸籍謄本及び各受取人の印鑑証明書</p>																													
重度障害 共済金	<p>ア 組合所定の請求書</p> <p>イ 重度障害の状態を証明する医師の診断書（組合所定の様式）</p>																													
生存共済金	組合所定の請求書（請求書類は契約当日の3ヶ月前前に自宅に送付します。）																													
解約返戻金	組合所定の解約申込書																													
積立割戻金	組合所定の請求書																													

2 入院共済金等の代理請求を行う場合には、次の表の代理請求人の区分に応じた書類を提出してください。

代理請求人の指定の有無	提出書類
指定がある場合	意思表示が困難であることを証明する医師の診断書又はその写し
指定がない場合	<p>配偶者の場合</p> <p>ア 意思表示が困難であることを証明する医師の診断書又はその写し</p> <p>イ 戸籍謄本又は住民票（※） ※ 住民票の場合、続柄表示有り、マイナンバー非表示で発行してください。</p>
	<p>配偶者以外でかつ請求できる者が一人である場合</p> <p>ア 意思表示が困難であることを証明する医師の診断書又はその写し</p> <p>イ 戸籍謄本</p>
	<p>配偶者以外でかつ請求できる者が複数である場合</p> <p>ア 意思表示が困難であることを証明する医師の診断書又はその写し</p> <p>イ 戸籍謄本</p> <p>ウ 代表代理請求人選定届</p>

※ 代理請求人の指定を推奨します。手続きについては、各警生協支部までご連絡ください。

3 その他ご確認いただきたいこと

(1) 共済契約の変更が必要な場合

次の場合は、変更手続が必要となりますので、退職された都道府県警察等（厚生担当課）の警生協支部担当者までご連絡ください。

- ① 本人・配偶者コースを契約している方が離婚した場合
※ 離婚による場合以外は、本人・配偶者コースから本人コースへの変更（配偶者のみの解約）はできません。
- ② 共済契約者の氏名又は住所を変更する場合
- ③ 共済金等の受取人を変更する場合（ただし、共済金等の支払事由が発生する前に限られます。）
- ④ 共済契約者と共済金等の受取人との続柄を変更する場合
- ⑤ 代理請求人の指定又は変更をする場合
※ 重度障害共済金を支払った場合には、被共済者が重度障害の状態になったときから、その共済契約のうち当該被共済者に係る部分を自動的にB型からA型に変更します。この場合において、共済契約者は、当該被共済者に係る部分をA型からB型に再び変更することはできません。

(2) 解約する場合

いつでも将来に向かって解約することができます。解約する場合は、解約時までの保障に要した共済経費を差し引いた残高（P.12～保障期間における死亡給付金・解約返戻金参照）に、それまでに積み立てられた積立割戻金（保障必要原資額の残高に対する配当金）を加えた金額をお支払いします。

なお、本人・配偶者コースにおいて、本人又は配偶者どちらか一方のみの解約はできません。

離婚し本人コースへ変更になった場合及び本人が死亡し配偶者に契約が引き継がれた後解約する場合は、配偶者分の残金を返戻します。（P.13、P.15参照）

(3) 共済金等の受取人（指定受取人のお名前は共済証書をご確認ください。）

- ① 死亡給付金及び死亡共済金の受取人は、共済契約者があらかじめ指定した者（指定受取人）です。
- ② 入院共済金、重度障害共済金及び生存共済金の受取人は、共済契約者です。しかし、共済契約者が死亡し、入院共済金等を受け取ることができない場合は、共済契約者があらかじめ指定した受取人となります。
- ③ 指定受取人が死亡し、その後新たな指定がなされずに共済金等の支払事由が発生したときの当該共済金等の受取人は、当該指定受取人の死亡時の法定相続人で、かつ、当該共済金等の支払事由が発生したときに生存している者としてします。
- ④ 共済金等を受け取るべき者が2人以上ある場合は、それらの者の受取割合は均等とし、それらの者が協議して定めた者を当該共済金等の受取人を代表する者としてします。ただし、代表者を選定することができない特別な事情があると組合が認めた場合は、受取人それぞれが組合に当該共済金等を請求することができます。

(4) 指定受取人を変更する場合

- ① 共済契約者は、死亡給付金又は死亡共済金の支払事由が発生するまでは、組合に対する書面による通知により、指定受取人の変更をすることができます。この場合において、被共済者が配偶者であるときは、当該配偶者の同意を得なければ、当該変更は、効力を生じません。
- ② 組合は、共済契約者が指定受取人を変更した場合は、当該変更を承諾した旨を書面により当該共済契約者に通知します。
- ③ ①の通知が組合に到達した場合は、共済契約者が当該通知を組合に発した時から、その効力を生じます。
- ④ ①の通知が組合に到達する前に、組合が既に変更前の指定受取人に共済金等を支払っている場合は、これらを重複して支払いません。
- ⑤ 遺言による指定受取人の変更は、できません。

(5) 入院共済金等（入院共済金、重度障害共済金及び生存共済金）の代理請求

- ① 共済契約者が入院共済金等の請求を行う意思表示が困難であると組合が認めたときは、共済契約者に代わって、当該請求を行うことができる者（以下「代理請求人」という。）が入院共済金等を請求することができます。書面による代理請求人の指定や変更等がない場合は、代理請求人の範囲及び順位は、次のとおりです。

- ア 共済契約者の配偶者
 - イ 共済契約者の子
 - ウ 共済契約者の父母
 - エ 共済契約者の兄弟姉妹
- ② 次の場合は、「共済金等の代理請求人の指定・変更届」の提出が必要です。
- ア 上記の順位によらずに代理請求人を指定又は変更する場合
 - イ 代理請求の制度を利用しない場合
 - ウ 以前に指定した代理請求人を上記の範囲及び順位に変更する場合
- ③ ①のイからエまでに規定する代理請求人のうち、同順位の代理請求人が2人以上あるときは、当該代理請求人のうちから代表者を選任し、その者が代理請求を行うものとします。
- ④ 代理請求人が請求を行う場合は、代理請求人は、請求時においても①に規定する範囲内の者であることを要します。
- ⑤ ①の規定にかかわらず、共済契約者に故意に支払事由を生じさせた者は、代理請求を行うことはできません。
- ⑥ ②の規定により指定又は変更された代理請求人に、死亡その他請求できない事情があるときは、当該代理請求人を除いた①の範囲及び順位の者が代理請求を行うことができるものとします。
- ⑦ 組合は、代理請求人に入院共済金等を支払った場合は、その後重複して入院共済金等を支払いません。

(6) 入院共済金請求時の留意点

- ① 契約日前に生じたケガ又は病気による入院は、入院共済金の支払対象となりません。ただし、契約日前に生じたケガ又は病気により、契約日から2年以上経過後に入院したときは、その入院は契約日以後に生じたケガ又は病気による入院とみなします。
- ② ケガ又は病気の治療を目的として初めに入院した病院等の退院日と、同日又は翌日に転院したときは継続した入院とみなします。
- ③ **最初の入院は、病気で継続して5日以上入院日数を必要としますが、最初の入院の退院日の翌日から起算して180日以内に再び入院したときは、これらの入院は1回の入院区分とし、同一疾病でなくても、入院1日から、合わせて120日を限度に入院共済金をお支払いします。**ただし、一方がケガによる入院で他方が病気による入院の場合は、入院の間隔にかかわらず、それぞれ異なる入院とみなします。
- ④ **ケガで入院し、その後退院し、退院日の翌日から起算して180日経過後に、再びそのケガを原因として入院した場合は、その入院は病気による入院とみなします。**
- ⑤ 入院期間中に医師又は歯科医師が退院して差し支えないと認定したときの入院共済金の支払日数は、入院の日から医師又は歯科医師の認定により退院しても差し支えないこととなった日までとなります。
- ⑥ 入院期間中に医師又は歯科医師の許可を得て外泊した日数も、入院日数とみなします。
- ⑦ 入院中に保障期間が満了し、共済契約が消滅した場合において、その消滅後も継続して入院しているときは、その入院は保障期間中の入院とみなします。
- ⑧ 治療を目的としない入院中にケガ又は病気が判明し、医師又は歯科医師の判断により入院を継続したときは、そのケガや病気により治療を開始した日を入院した日とみなします。
- ⑨ 1回の入院共済金支払限度日数を超えて入院した場合は、その入院の支払限度日数である120日に到達した日の翌日から起算して180日を経過した日からは新たな入院とみなします。

(7) 共済金等を支払わない場合

- ① 共済契約者、被共済者又は共済金等の受取人の故意又は重大な過失（被共済者の自殺又は自傷によって重度障害になった場合を除く。）により、次に掲げる共済金等に係る支払事由が生じた場合には、当該共済金等を支払わず、共済掛金積立金を共済契約者に支払い、共済契約は消滅するものとします。ただし、共済契約者が死亡している場合には、共済掛金積立金を共済契約者の死亡時の法定相続人に支払うものとします。
- ア 死亡給付金
 - イ 死亡共済金
 - ウ 重度障害共済金
- ② 組合は、①の規定にかかわらず、①の共済金等の受取人が共済金等の受取人の一部である場合は、①の共済金等の額からその者が受け取るべき金額を差し引いた残額又は共済掛金積立金のうちのいずれか大きい金額を、その他の共済金等の受取人に支払います。

(8) 入院共済金を支払わない場合

次に掲げる事由のうちのいずれかの事由により支払事由が発生した場合には、入院共済金を支払いません。

- ① 共済契約者又は被共済者の故意又は重大な過失
- ② 被共済者の薬物依存
- ③ 被共済者の治療を伴わない診断のための検査、治療を伴わないリハビリテーション、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術及び美容上の処置

(9) 共済金の削減等

組合は、地震、噴火、津波又は戦争その他の変乱により死亡し、又は重度障害の状態になった被共済者の数が、共済の計算の基礎に大きな影響を及ぼすときは、総代会の議決を経て、死亡共済金又は重度障害共済金を、分割、繰延べ若しくは削減をして支払うか、又はこれらの共済金を支払わないことができます。

(10) 共済金等の支払時期

- ① 組合は、共済金等の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日（以下「請求完了日」という。）又は共済金等の支払事由が生じた日のいずれか遅い日以後、死亡給付金、死亡共済金及び生存共済金については10日以内に、入院共済金及び重度障害共済金については30日以内に支払います。ただし、次に掲げる日は日数に含まないものとします。
 - ア 日曜日及び土曜日
 - イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で定める休日
 - ウ 12月29日から翌年1月3日までの日
- ② 組合は、共済金等の支払のために次に掲げる事項の確認が必要な場合において、共済契約の締結の時から共済金等の請求の時までの間に組合に提出された書類のみでは当該事項の確認ができないときは、①の規定にかかわらず、請求完了日以後60日以内に当該事項の確認を終え、共済金等を支払います。
 - ア 共済金等が支払われる事由に該当する事実の有無
 - イ 共済金等が支払われない事由に該当する事実の有無
 - ウ 共済金等を分割、繰延べ又は削減して支払う事由に該当する事実の有無
 - エ 無効、取消し又は解除の事由に該当する事実の有無
- ③ 組合は、②の事項の確認をするため、次に掲げる特別な照会又は調査が不可欠であると認めた場合には、①、②の規定にかかわらず、請求完了日以後180日以内に当該事項の確認を終え、共済金等を支払います。この場合において、組合は、当該事項及びその確認を終えるべき時期を共済金等の受取人に対して通知するものとします。
 - ア 弁護士法その他法令に基づく照会
 - イ 警察、検察、消防その他公の機関による調査・捜査の結果の照会
 - ウ 医療機関、検査機関その他専門機関による診断、鑑定等の結果の照会
 - エ 日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査
- ④ 共済金等は、組合の事務所又は組合が指定する場所で支払います。
- ⑤ ②及び③に掲げる必要な事項の確認に際し、次に掲げる場合に該当したときには、これにより遅延した期間は、②又は③に規定する日数に含めません。
 - ア 共済契約者、被共済者又は共済金等の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、又はこれに応じなかったとき
 - イ 組合が被共済者に対して、医師又は歯科医師の診断を求めた場合において、共済契約者又は被共済者が正当な理由がなく当該診断を拒み、又は妨げたとき

(11) 詐欺による共済契約の取消し

組合は、共済契約の締結に関し、共済契約者に詐欺の行為があったときは、共済契約者に対する書面による通知をもって、当該共済契約の全部又は一部を取り消すことができます。この場合において、組合は、既に払い込まれた共済掛金を当該共済契約者に返還しません。

(12) 告知義務違反による解除

- ① 組合は、共済契約者又は被共済者が告知事項（生命共済事業の告知内容をもって告知したものとみなした告知事項を含む。）について、故意又は重大な過失により事実を告知せず、又は不実の告知をしたときは、共済契約の全部又は一部を解除することができます。
- ② 組合は、①の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済契約を解除することができません。
 - ア 共済契約の締結又は変更の時に、組合が①の事実を知っていたとき又は過失によって知らなかったとき
 - イ 支払事由が、共済契約の締結又は変更の時から2年を超えて生じていないとき
- ③ ①の規定による解除権は、組合が①の規定による解除の原因があることを知った時から1か月間行使しないときは、消滅します。共済契約の締結又は変更の時から5年を経過したときも、同様とします。
- ④ 組合は、①の規定による解除が、支払事由が発生した後になされた場合であっても、共済金等を支払わないものとします。この場合において、既に共済金等を支払っていたときは、組合は、その共済金等の返還を請求することができるものとします。
- ⑤ ④の規定は、①の解除の原因となった事実に基づかずに発生した支払事由については、適用しません。
- ⑥ 組合は、①の規定により共済契約の全部又は一部を解除する場合は、書面によりその旨を共済契約者に通知します。ただし、共済契約者の所在が不明の場合その他正当な理由により共済契約者に通知することができない場合には、被共済者又は共済金等の受取人に解除の通知をするものとします。
- ⑦ 組合は、共済契約の全部又は一部を解除した場合には、当該解除部分の解約返戻金を共済契約者に支払うものとします。

(13) 重大事由による解除

- ① 組合は、次に掲げる事由のうちのいずれかがある場合には、共済契約の全部又は一部を解除することができます。
 - ア 共済契約者又は共済金等の受取人が、組合に死亡給付金及び死亡共済金を支払わせることを目的として故意に被共済者を死亡させ、又は死亡させようとしたこと
 - イ 共済契約者又は被共済者が、組合に共済金を支払わせることを目的として重度障害共済金又は入院共済金の支払事由を生じさせ、又は生じさせようとしたこと
 - ウ 共済金等の受取人が共済金等の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと
 - エ ア～ウに掲げる事由のほか、組合の共済契約者、被共済者又は共済金等の受取人に対する信頼を損ない、共済契約の全部又は一部の存続を困難とする重大な事由
- ② 組合は、①の規定により共済契約の全部又は一部を解除した場合において、①の事由が発生した時から共済契約を解除した時までの間に生じた支払事由については、共済金等を支払わないものとします。この場合において、既に共済金等を支払っていたときは、組合は、その共済金等の返還を請求することができるものとします。
- ③ 組合は、①の規定により共済契約の全部又は一部を解除する場合は、書面によりその旨を共済契約者に通知します。ただし、共済契約者の所在が不明の場合その他正当な理由により共済契約者に通知することができない場合には、被共済者又は共済金等の受取人に解除の通知をするものとします。
- ④ 組合は、共済契約の全部又は一部を解除した場合には、当該解除部分の解約返戻金を共済契約者に支払うものとします。

(14) 解除の効力

共済契約の解除は、将来に向かってのみ、その効力を生じます。

(15) 契約当事者以外の者による解除

- ① 差押債権者、破産管財人その他の共済契約当事者以外の者で共済契約の解除をすることができる者（以下「解除権者」という。）がする共済契約の解除は、組合がその通知を受けた時から1か月を経過した日に、その効力を生じます。
- ② 共済金等の受取人（①に規定する通知の時に、共済契約者である者を除き、共済契約者若しくは被共済者の親族又は被共済者である者に限る。）が、共済契約者の同意を得て、①の期間が経過するまで

の間に、当該通知の日に当該共済契約の解除の効力が生じたとすれば組合が解除権者に対して支払うべき金額を解除権者に対して支払い、かつ、組合に対してその旨を通知したときは、①に規定する解除は、その効力を生じません。

- ③ 共済金等の受取人は、②の通知をする場合は、組合が定める書類を組合に提出しなければなりません。
- ④ ①に規定する通知の時から①に規定する解除の効力が生じ、又は②の規定により当該解除の効力が生じないこととなるまでの間に支払事由が発生し、組合が共済金等の支払を行うことにより共済契約が消滅するときは、組合は、当該支払事由により支払うべき額の限度で、解除権者に対し、②に規定する金額を支払うものとします。この場合において、共済金等の受取人に対しては、当該支払事由により支払うべき額から当該解除権者に支払った金額を控除した残額を支払うものとします。

(16) 被共済者の生死不明の場合の取扱い

組合は、被共済者が次の各号に掲げる場合に該当するときは、次に定める日に被共済者が死亡したものとみなします。

- ① 被共済者の生死が7年間明らかでないことにより、失踪の宣告を受けた場合→当該7年間の満了した日
- ② 船舶又は航空機の事故及びその他の危難（以下「危難」という。）に遭った者のうち、全員が死亡又は行方不明になっているときは、被共済者の生死が危難の去った後3か月間分からない場合→危難の去った日
- ③ ②の危難に遭った者のうち、死亡又は行方不明となっている者が全員でないときには、被共済者の生死が危難の去った後1年間分からない場合→危難の去った日

(17) 消滅時効

共済金等その他の支払を請求する権利及び共済掛金の返還を請求する権利は、3年間行わないときは、時効によって消滅します。

(18) 契約者割戻金（配当）

割戻金は、毎年度の決算において剰余金が生じた場合に、毎事業年度の末日に積み立てた契約者割戻準備金の中から、お支払いします（なお、剰余金が生じた場合でも、資産運用環境によっては割戻金をお支払いすることができない場合があります。）。契約者割戻金は、予定利率及び運用利回りを基準として定めた率によって運用され、組合で積み立てています（これを積立割戻金といいます。）。積立割戻金は、保障期間の満了時や死亡時にお支払いしますが、保障期間中の中途引き出しもできます。

※ 予定利率は、経済情勢等により、将来変更することがあります。

(19) 異議の申立て

- ① 審査委員会に対する異議の申立ては、組合の処分があったことを共済契約者、被共済者又は共済金等の受取人が知った日から30日以内に異議申立書により行わなければなりません。
- ② 審査委員会は、①の規定による異議の申立てを受けた日から30日以内に審査を行い、その結果を書面により異議を申し立てた者に通知しなければなりません。

(20) 事情の変更

- ① 組合は、金利水準の低下その他の著しい経済変動等この共済契約の締結の際に予見しえない事情の変更により特に必要があると認めた場合は、総代会の議決を経て、この規約の規定又は共済掛金及び積立金額等の計算の基礎を将来に向かって変更することができます。
- ② 組合は、①の規定により、この規約を変更するときは、共済契約者にその旨を通知するものとします。

(21) 生命保険料控除証明書の発行

- ① 退職時一時払掛金の所得控除は、払込みをした年のみ対象となるため、**翌年以降の生命保険料控除証明書の発行はありません。**
- ② 発行時期は原則として退職された年の10月頃になります。9月から12月にご退職の方には、後日、送付します。
- ③ 控除区分は一般生命保険料控除になります。

(22) 共済金等の税制上の取扱い

共済金	被共済者	共済金の受取人	税の種類	参 考
死亡共済金	共済契約者	法定相続人 (配偶者、子、父母等)	相続税	他の生命保険金と合わせて、法定相続人の人数×500万円の非課税枠があります。
		法定相続人 以外の者	相続税 (遺贈)	法定相続人以外の方が、共済契約者から共済金を遺贈されたものとみなします。相続税の対象ですが、非課税枠の適用はありません。
死亡給付金	配偶者	共済契約者	所得税 (一時所得)	差益（共済金と元本の差）から50万円を控除し、残額があれば、その残額の1/2が他の所得と合算して課税されます。
		共済契約者 以外の者	贈与税	共済金（その他の贈与財産がある場合は合算します。）から110万円を控除した額に贈与税が課税されます。
生存共済金	共済契約者 配偶者	共済契約者	所得税 (一時所得)	差益（共済金と元本の差）から50万円を控除し、残額があれば、その残額の1/2が他の所得と合算して課税されます。

※ 契約者死亡により契約を承継した配偶者の税金

共済契約者が亡くなったことにより配偶者に共済契約が引き継がれたときは、その共済契約は共済契約者から配偶者が相続したのものとして相続税の課税対象となります。保障期間中に共済契約者（本人）が亡くなった場合はこれに該当します。

※ 入院共済金及び重度障害共済金は、非課税です。ただし、確定申告時に医療費控除を受ける場合は、控除額を計算する際の「保険金などで補てんされる金額」に該当します。

解約返戻金は、一時所得として課税の対象となります。詳しくは、税務署へお尋ねください。

※ 税法の改正等により、今後取扱いが変更されることがあります。

(23) 契約を変更する時の提出書類及び組合が行う通知等

(共済契約の変更)

共済契約を変更する時は、次の表に掲げる組合所定の書類を組合へ提出してください。

変更内容等	提出書類
婚姻解消に伴う本人コースへの変更	変更申込書兼解約申込書
共済契約者の住所の変更	住所変更届
共済契約者の氏名及び共済契約者と指定受取人との続柄の変更	改姓届兼受取人変更届
指定受取人の変更	改姓届兼受取人変更届
代理請求人の指定又は変更	共済金等の代理請求人の指定・変更届

(組合が行う通知及び案内)

組合は通知や案内を次の表に掲げる組合所定の書類によって行います。

通知及び案内する内容	通知及び案内書類
共済金等の支払	送金通知書
生存共済金の請求案内	生存共済金お支払のご案内
指定受取人の変更	共済契約引受通知書兼更新通知書兼現状通知書
共済金の支払のために確認を必要とする事項及びその確認を終えるべき時期	支払時期の通知書
共済契約の取消し	共済契約の取消通知書
解約返戻金の支払	送金通知書
共済契約の解除	共済契約の解除通知書
割戻金の支払	送金通知書
積立割戻金及び共済契約の内容に係る重要な事項	契約内容のお知らせ
異議を申し立てた者への通知	異議申立て審査結果通知書

(24) マイナンバーの申告

生存共済金、解約返戻金、死亡共済金及び死亡給付金の受取額が100万円を超える（100万円以下は対象外。）場合は、警生協が作成し税務署に提出する「支払調書」（法定調書）に「共済契約者と共済金の受取人のマイナンバー（個人番号）」の記載が必要となり、「マイナンバー申告書」の提出をお願いしております。

申告が必要となる場合は、共済金等の請求時若しくは解約返戻金額の確定後に「マイナンバー申告書」を送付しますので、必要事項を記入の上、「通知カード」若しくは「個人番号カード」又は「住民票（個人番号付き）」のコピーを貼付して、専用返信封筒にて、直接警生協事務局に返送してください。

別表 1

急激で偶発的な外来の事故の範囲

傷害（ケガの内容）	
<input type="radio"/>	交通事故
	交通事故により受傷した歩行者、自転車乗員、オートバイ乗員、オート三輪車乗員、乗用車乗員、軽トラック乗員、バン乗員、大型輸送車両乗員及びバス乗員
	その他の陸上交通事故
	水上交通事故
	航空及び宇宙交通事故
	その他及び詳細不明の交通事故
<input type="radio"/>	不慮の損傷のその他の外因
	転倒・転落
	生物によらない機械的な力への曝露
	生物による機械的な力への曝露
	不慮の溺死及び溺水
	その他の不慮の窒息
	電流、放射線並びに極端な気温及び気圧への曝露
	煙、火及び火災への曝露
	熱及び高温物質との接触
	有毒動植物との接触
	自然の力への曝露
	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露
	無理ながんばり、旅行及び欠乏状態
	その他及び詳細不明の要因への不慮の曝露
<input type="radio"/>	加害にもとづく傷害及び死亡
<input type="radio"/>	不慮か故意か決定されない事件
<input type="radio"/>	法的介入及び戦争行為
<input type="radio"/>	内科的及び外科的ケアの合併症
	治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤及び生物学的製剤
	外科的及び内科的ケア時における患者に対する医療事故
	治療及び診断に用いて副反応を起こした医療用器具
	患者の異常反応又は後発合併症を生じた外科的及びその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの
<input type="radio"/>	傷病及び死亡の外因の続発・後遺症
<input type="radio"/>	他に分類される傷病及び死亡の原因に関する補助的因子

別表 2

重度障害の状態

重度障害の状態とは、傷害又は疾病が治癒した後に残った精神的若しくは身体的な毀損状態であって、将来回復見込みのない、次のいずれかに該当する状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語又は咀嚼の機能を全く永久に失ったもの
- (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 両上肢を手関節以上で失ったか又はその用を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢を足関節以上で失ったか又はその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったか又はその用を全く永久に失ったもの
- (8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

【死亡給付金額と解約返戻金額について】

型	コース	対象者	死亡給付金	解約返戻金
A型	本人コース	本人	P12の 赤枠	
	本人・配偶者コース	本人	P12の 赤枠	本人のみの解約はできません。
		配偶者	P13	P13（配偶者の解約は離婚の場合のみ）
		本人・配偶者	—	P12の 青枠
B型	本人コース	本人	P12の 赤枠	
	本人・配偶者コース	本人	P12の 赤枠 *	
		配偶者	P13*	P14の 赤枠
		本人・配偶者	—	P15（配偶者の解約は離婚の場合のみ） P14の 青枠

※ B型の死亡給付金はA型と同額になります。

■ 重度障害共済金支払い後の死亡給付金額及び解約返戻金額は、**P16～P18**をご覧ください。

別表3

保障期間における死亡給付金・解約返戻金

1. A型の本人に係る死亡給付金・解約返戻金

コース	本人コース			本人・配偶者コース					
	5,000円	7,000円	10,000円	5,000円	7,000円	7,000円	10,000円	10,000円	10,000円
入院共済金日額 上段：本人 下段：配偶者	5,000円	7,000円	10,000円	5,000円	7,000円	7,000円	10,000円	10,000円	10,000円
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
50歳	607,100	849,900	1,214,200	1,128,600	1,371,400	1,579,900	1,735,700	1,944,200	2,257,100
51歳	602,700	843,800	1,205,400	1,120,600	1,361,700	1,568,800	1,723,300	1,930,400	2,241,100
52歳	598,300	837,600	1,196,500	1,112,500	1,351,800	1,557,500	1,710,700	1,916,400	2,225,000
53歳	593,800	831,300	1,187,500	1,104,300	1,341,800	1,546,100	1,698,000	1,902,300	2,208,600
54歳	589,200	824,900	1,178,400	1,094,200	1,329,900	1,531,900	1,683,400	1,885,400	2,188,400
55歳	584,600	818,400	1,169,200	1,084,000	1,317,800	1,517,500	1,668,600	1,868,300	2,168,000
56歳	577,400	808,300	1,154,800	1,071,100	1,302,000	1,499,500	1,648,500	1,846,000	2,142,200
57歳	570,100	798,100	1,140,200	1,058,100	1,286,100	1,481,200	1,628,200	1,823,300	2,116,100
58歳	562,700	787,800	1,125,400	1,044,800	1,269,900	1,462,800	1,607,500	1,800,400	2,089,700
59歳	555,200	777,300	1,110,400	1,028,900	1,251,000	1,440,500	1,584,100	1,773,600	2,057,800
60歳	547,700	766,700	1,095,300	1,012,900	1,231,900	1,417,900	1,560,500	1,746,500	2,025,600
61歳	533,800	747,300	1,067,600	990,300	1,203,800	1,386,400	1,524,100	1,706,700	1,980,600
62歳	519,800	727,700	1,039,600	967,600	1,175,500	1,354,600	1,487,400	1,666,500	1,935,100
63歳	505,600	707,900	1,011,300	944,500	1,146,800	1,322,400	1,450,200	1,625,800	1,889,100
64歳	491,300	687,800	982,600	915,100	1,111,600	1,281,100	1,406,400	1,575,900	1,830,100
65歳	476,800	667,500	953,600	885,200	1,075,900	1,239,300	1,362,000	1,525,400	1,770,500
66歳	457,400	640,400	914,900	850,300	1,033,300	1,190,500	1,307,800	1,465,000	1,700,700
67歳	437,900	613,000	875,700	815,100	990,200	1,141,100	1,252,900	1,403,800	1,630,200
68歳	418,000	585,300	836,100	779,400	946,700	1,091,200	1,197,500	1,342,000	1,558,800
69歳	398,000	557,200	796,000	738,600	897,800	1,034,100	1,136,600	1,272,900	1,477,200
70歳	377,700	528,800	755,400	697,300	848,400	976,300	1,075,000	1,202,900	1,394,700
71歳	346,800	485,500	693,600	645,200	783,900	903,200	992,000	1,111,300	1,290,400
72歳	315,500	441,700	631,000	592,400	718,600	829,300	907,900	1,018,600	1,184,800
73歳	283,900	397,400	567,700	539,000	652,500	754,600	822,800	924,900	1,078,000
74歳	251,800	352,600	503,600	474,600	575,400	664,500	726,400	815,500	949,100
75歳	219,400	307,200	438,800	409,400	497,200	573,200	628,800	704,800	818,800
76歳	176,600	247,200	353,100	333,400	404,000	466,800	509,900	572,700	666,800
77歳	133,200	186,500	266,400	256,500	309,800	359,100	389,700	439,000	513,000
78歳	89,300	125,100	178,700	178,600	214,400	250,200	268,000	303,800	357,400
79歳	44,900	62,900	89,900	89,800	107,800	125,800	134,800	152,800	179,800
80歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注1) 年齢は、契約応当日における本人の年齢をいい、本人・配偶者コースにおいて、本人が死亡し、配偶者が承継した共済契約については、本人が生存しているものとして計算した年齢をいいます。

(注2) **死亡給付金・解約返戻金は各年齢の契約応当日から死亡月までの経過月数分が減少します。**

(参考) A型の配偶者に係る死亡給付金・解約返戻金

コース	本人・配偶者コース（配偶者分）		
	5,000円	7,000円	10,000円
入院共済金日額	円	円	円
50歳	521,500	730,000	1,042,900
51歳	517,900	725,000	1,035,700
52歳	514,200	719,900	1,028,500
53歳	510,500	714,800	1,021,100
54歳	505,000	707,000	1,010,000
55歳	499,400	699,100	998,800
56歳	493,700	691,200	987,400
57歳	488,000	683,100	975,900
58歳	482,100	675,000	964,300
59歳	473,700	663,200	947,400
60歳	465,200	651,200	930,300
61歳	456,500	639,100	913,000
62歳	447,800	626,900	895,500
63歳	438,900	614,500	877,800
64歳	423,800	593,300	847,500
65歳	408,400	571,800	816,900
66歳	392,900	550,100	785,800
67歳	377,200	528,100	754,500
68歳	361,400	505,900	722,700
69歳	340,600	476,900	681,200
70歳	319,600	447,500	639,300
71歳	298,400	417,700	596,800
72歳	276,900	387,600	553,800
73歳	255,100	357,200	510,300
74歳	222,800	311,900	445,500
75歳	190,000	266,000	380,000
76歳	156,800	219,600	313,700
77歳	123,300	172,600	246,600
78歳	89,300	125,100	178,700
79歳	44,900	62,900	89,900
80歳	0	0	0

(注1) 年齢は、契約応当日における本人の年齢をいい、本人・配偶者コースにおいて、本人が死亡し、配偶者が承継した共済契約については、本人が生存しているものとして計算した年齢をいいます。

(注2) **死亡給付金・解約返戻金は各年齢の契約応当日から死亡月までの経過月数分が減少します。**

2. B型の本人に係る解約返戻金 ※死亡給付金は注3を参照

コース	本人コース			本人・配偶者コース					
	5,000円	7,000円	10,000円	5,000円 5,000円	7,000円 5,000円	7,000円 7,000円	10,000円 5,000円	10,000円 7,000円	10,000円 10,000円
入院共済金日額 上段：本人 下段：配偶者	円	円	円	円	円	円	円	円	円
5 0歳	1,441,600	1,684,400	2,048,700	2,786,500	3,029,300	3,237,900	3,393,600	3,602,200	3,915,100
5 1歳	1,444,500	1,685,500	2,047,200	2,793,600	3,034,600	3,241,700	3,396,300	3,603,400	3,914,100
5 2歳	1,447,300	1,686,600	2,045,600	2,800,500	3,039,800	3,245,500	3,398,800	3,604,500	3,913,100
5 3歳	1,450,200	1,687,700	2,043,900	2,807,600	3,045,100	3,249,400	3,401,300	3,605,600	3,911,900
5 4歳	1,453,000	1,688,700	2,042,300	2,812,900	3,048,600	3,250,600	3,402,200	3,604,200	3,907,200
5 5歳	1,455,900	1,689,800	2,040,500	2,818,200	3,052,100	3,251,900	3,402,800	3,602,600	3,902,200
5 6歳	1,456,200	1,687,200	2,033,600	2,821,000	3,052,000	3,249,500	3,398,400	3,595,900	3,892,200
5 7歳	1,456,500	1,684,600	2,026,600	2,823,900	3,052,000	3,247,200	3,394,000	3,589,200	3,881,900
5 8歳	1,456,900	1,681,900	2,019,600	2,826,800	3,051,800	3,244,700	3,389,500	3,582,400	3,871,700
5 9歳	1,457,200	1,679,300	2,012,400	2,827,200	3,049,300	3,238,800	3,382,400	3,571,900	3,856,100
6 0歳	1,457,600	1,676,600	2,005,200	2,827,700	3,046,700	3,232,700	3,375,300	3,561,300	3,840,400
6 1歳	1,451,800	1,665,300	1,985,600	2,822,000	3,035,500	3,218,100	3,355,800	3,538,400	3,812,300
6 2歳	1,446,000	1,653,900	1,965,800	2,816,300	3,024,200	3,203,300	3,336,100	3,515,200	3,783,900
6 3歳	1,440,200	1,642,500	1,945,800	2,810,700	3,013,000	3,188,600	3,316,300	3,491,900	3,755,200
6 4歳	1,434,400	1,631,000	1,925,700	2,799,000	2,995,600	3,165,100	3,290,300	3,459,800	3,714,100
6 5歳	1,428,700	1,619,400	1,905,500	2,787,400	2,978,100	3,141,400	3,264,200	3,427,500	3,672,600
6 6歳	1,418,400	1,601,400	1,875,800	2,771,100	2,954,100	3,111,300	3,228,500	3,385,700	3,621,400
6 7歳	1,408,100	1,583,200	1,846,000	2,754,800	2,929,900	3,080,800	3,192,700	3,343,600	3,570,000
6 8歳	1,397,900	1,565,100	1,815,900	2,738,700	2,905,900	3,050,400	3,156,700	3,301,200	3,518,100
6 9歳	1,387,700	1,546,900	1,785,700	2,717,900	2,877,100	3,013,400	3,115,900	3,252,200	3,456,500
7 0歳	377,700	528,800	755,400	697,300	848,400	976,300	1,075,000	1,202,900	1,394,700
7 1歳	346,800	485,500	693,600	645,200	783,900	903,200	992,000	1,111,300	1,290,400
7 2歳	315,500	441,700	631,000	592,400	718,600	829,300	907,900	1,018,600	1,184,800
7 3歳	283,900	397,400	567,700	539,000	652,500	754,600	822,800	924,900	1,078,000
7 4歳	251,800	352,600	503,600	474,600	575,400	664,500	726,400	815,500	949,100
7 5歳	219,400	307,200	438,800	409,400	497,200	573,200	628,800	704,800	818,800
7 6歳	176,600	247,200	353,100	333,400	404,000	466,800	509,900	572,700	666,800
7 7歳	133,200	186,500	266,400	256,500	309,800	359,100	389,700	439,000	513,000
7 8歳	89,300	125,100	178,700	178,600	214,400	250,200	268,000	303,800	357,400
7 9歳	44,900	62,900	89,900	89,800	107,800	125,800	134,800	152,800	179,800
8 0歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注1) 年齢は、契約応当日における本人の年齢をいい、本人・配偶者コースにおいて、本人が死亡し、配偶者が承継した共済契約については、本人が生存しているものとして計算した年齢をいいます。

(注2) **死亡給付金・解約返戻金は各年齢の契約応当日から死亡月までの経過月数分が減少します。**

(注3) B型は70歳の契約応当日の前日までに死亡した場合は、A型の死亡給付金に加えて、100万円の死亡共済金を支払います。なお、B型の死亡給付金はA型の死亡給付金と同額のためA型の死亡給付金(P.12)を参照してください。

(注4) 本人・配偶者コースにおいて、離婚した場合の配偶者に係る返戻金は(P.15)を参照してください。

(参考) B型の配偶者に係る解約返戻金 ※死亡給付金は注3を参照

コース	本人・配偶者コース（配偶者分）		
	5,000円	7,000円	10,000円
入院共済金日額	円	円	円
50歳	1,344,900	1,553,500	1,866,400
51歳	1,349,100	1,556,200	1,866,900
52歳	1,353,200	1,558,900	1,867,500
53歳	1,357,400	1,561,700	1,868,000
54歳	1,359,900	1,561,900	1,864,900
55歳	1,362,300	1,562,100	1,861,700
56歳	1,364,800	1,562,300	1,858,600
57歳	1,367,400	1,562,600	1,855,300
58歳	1,369,900	1,562,800	1,852,100
59歳	1,370,000	1,559,500	1,843,700
60歳	1,370,100	1,556,100	1,835,200
61歳	1,370,200	1,552,800	1,826,700
62歳	1,370,300	1,549,400	1,818,100
63歳	1,370,500	1,546,100	1,809,400
64歳	1,364,600	1,534,100	1,788,400
65歳	1,358,700	1,522,000	1,767,100
66歳	1,352,700	1,509,900	1,745,600
67歳	1,346,700	1,497,600	1,724,000
68歳	1,340,800	1,485,300	1,702,200
69歳	1,330,200	1,466,500	1,670,800
70歳	319,600	447,500	639,300
71歳	298,400	417,700	596,800
72歳	276,900	387,600	553,800
73歳	255,100	357,200	510,300
74歳	222,800	311,900	445,500
75歳	190,000	266,000	380,000
76歳	156,800	219,600	313,700
77歳	123,300	172,600	246,600
78歳	89,300	125,100	178,700
79歳	44,900	62,900	89,900
80歳	0	0	0

(注1) 年齢は、契約応当日における本人の年齢をいい、本人・配偶者コースにおいて、本人が死亡し、配偶者が承継した共済契約については、本人が生存しているものとして計算した年齢をいいます。

(注2) **死亡給付金・解約返戻金は各年齢の契約応当日から死亡月までの経過月数分が減少します。**

(注3) B型は70歳の契約応当日の前日までに死亡した場合は、A型の死亡給付金に加えて、100万円の死亡共済金を支払います。なお、B型の死亡給付金はA型の死亡給付金と同額のためA型の死亡給付金(P.13)を参照してください。

別表 4

B型からA型に変更した場合の死亡給付金・解約返戻金

(重度障害共済金が支払われた場合)

1. 本人コース (本人A型)

コース 入院共済金日額 本人	本人コース (本人A型)		
	A型 5,000円	A型 7,000円	A型 10,000円
	円	円	円
50歳	607,100	849,900	1,214,200
51歳	602,700	843,800	1,205,400
52歳	598,300	837,600	1,196,500
53歳	593,800	831,300	1,187,500
54歳	589,200	824,900	1,178,400
55歳	584,600	818,400	1,169,200
56歳	577,400	808,300	1,154,800
57歳	570,100	798,100	1,140,200
58歳	562,700	787,800	1,125,400
59歳	555,200	777,300	1,110,400
60歳	547,700	766,700	1,095,300
61歳	533,800	747,300	1,067,600
62歳	519,800	727,700	1,039,600
63歳	505,600	707,900	1,011,300
64歳	491,300	687,800	982,600
65歳	476,800	667,500	953,600
66歳	457,400	640,400	914,900
67歳	437,900	613,000	875,700
68歳	418,000	585,300	836,100
69歳	398,000	557,200	796,000
70歳	377,700	528,800	755,400
71歳	346,800	485,500	693,600
72歳	315,500	441,700	631,000
73歳	283,900	397,400	567,700
74歳	251,800	352,600	503,600
75歳	219,400	307,200	438,800
76歳	176,600	247,200	353,100
77歳	133,200	186,500	266,400
78歳	89,300	125,100	178,700
79歳	44,900	62,900	89,900
80歳	0	0	0

(注1) 年齢は、契約応当日における本人の年齢をいいます。

(注2) 死亡給付金・解約返戻金は各年齢の契約応当日から死亡月までの経過月数分が減少します。

2. 本人・配偶者コース（本人A型、配偶者B型の場合の解約返戻金）

コース	本人・配偶者コース（本人A型・配偶者B型）						
	入院共済金日額 上段：本人 下段：配偶者	A型 5,000円 B型 5,000円	A型 7,000円 B型 5,000円	A型 7,000円 B型 7,000円	A型 10,000円 B型 5,000円	A型 10,000円 B型 7,000円	A型 10,000円 B型 10,000円
	円	円	円	円	円	円	円
50歳	1,952,000	2,194,800	2,403,400	2,559,100	2,767,700	3,080,600	
51歳	1,951,800	2,192,900	2,400,000	2,554,500	2,761,600	3,072,300	
52歳	1,951,500	2,190,800	2,396,500	2,549,700	2,755,400	3,064,000	
53歳	1,951,200	2,188,700	2,393,000	2,544,900	2,749,200	3,055,500	
54歳	1,949,100	2,184,800	2,386,800	2,538,300	2,740,300	3,043,300	
55歳	1,946,900	2,180,700	2,380,500	2,531,500	2,731,300	3,030,900	
56歳	1,942,200	2,173,100	2,370,600	2,519,600	2,717,100	3,013,400	
57歳	1,937,500	2,165,500	2,360,700	2,507,600	2,702,800	2,995,500	
58歳	1,932,600	2,157,700	2,350,600	2,495,300	2,688,200	2,977,500	
59歳	1,925,200	2,147,300	2,336,800	2,480,400	2,669,900	2,954,100	
60歳	1,917,800	2,136,800	2,322,800	2,465,400	2,651,400	2,930,500	
61歳	1,904,000	2,117,500	2,300,100	2,437,800	2,620,400	2,894,300	
62歳	1,890,100	2,098,000	2,277,100	2,409,900	2,589,000	2,857,700	
63歳	1,876,100	2,078,400	2,254,000	2,381,800	2,557,400	2,820,700	
64歳	1,855,900	2,052,400	2,221,900	2,347,200	2,516,700	2,771,000	
65歳	1,835,500	2,026,200	2,189,500	2,312,300	2,475,600	2,720,700	
66歳	1,810,100	1,993,100	2,150,300	2,267,600	2,424,800	2,660,500	
67歳	1,784,600	1,959,700	2,110,600	2,222,400	2,373,300	2,599,700	
68歳	1,758,800	1,926,100	2,070,600	2,176,900	2,321,400	2,538,300	
69歳	1,728,200	1,887,400	2,023,700	2,126,200	2,262,500	2,466,800	
70歳	697,300	848,400	976,300	1,075,000	1,202,900	1,394,700	
71歳	645,200	783,900	903,200	992,000	1,111,300	1,290,400	
72歳	592,400	718,600	829,300	907,900	1,018,600	1,184,800	
73歳	539,000	652,500	754,600	822,800	924,900	1,078,000	
74歳	474,600	575,400	664,500	726,400	815,500	949,100	
75歳	409,400	497,200	573,200	628,800	704,800	818,800	
76歳	333,400	404,000	466,800	509,900	572,700	666,800	
77歳	256,500	309,800	359,100	389,700	439,000	513,000	
78歳	178,600	214,400	250,200	268,000	303,800	357,400	
79歳	89,800	107,800	125,800	134,800	152,800	179,800	
80歳	0	0	0	0	0	0	

（注1） 年齢は、契約応当日における本人の年齢をいい、本人・配偶者コースにおいて、本人が死亡し、配偶者が承継した共済契約については、本人が生存しているものとして計算した年齢をいいます。

（注2） B型は70歳の契約応当日の前日までに死亡した場合は、A型の死亡給付金に加えて、100万円の死亡共済金を支払います。なお、B型の死亡給付金はA型の死亡給付金と同額のためA型の死亡給付金（P.12）を参照してください。

3. 本人・配偶者コース（本人B型、配偶者A型の場合の解約返戻金）

コース	本人・配偶者コース（本人B型・配偶者A型）					
	入院共済金日額 上段：本人 下段：配偶者	B型 5,000円 A型 5,000円	B型 7,000円 A型 5,000円	B型 7,000円 A型 7,000円	B型 10,000円 A型 5,000円	B型 10,000円 A型 7,000円
	円	円	円	円	円	円
50歳	1,963,100	2,205,900	2,414,400	2,570,200	2,778,700	3,091,600
51歳	1,962,400	2,203,400	2,410,500	2,565,100	2,772,200	3,082,900
52歳	1,961,500	2,200,800	2,406,500	2,559,800	2,765,500	3,074,100
53歳	1,960,700	2,198,200	2,402,500	2,554,400	2,758,700	3,065,000
54歳	1,958,000	2,193,700	2,395,700	2,547,300	2,749,300	3,052,300
55歳	1,955,300	2,189,200	2,388,900	2,539,900	2,739,600	3,039,300
56歳	1,949,900	2,180,900	2,378,400	2,527,300	2,724,800	3,021,000
57歳	1,944,500	2,172,600	2,367,700	2,514,600	2,709,700	3,002,500
58歳	1,939,000	2,164,000	2,356,900	2,501,700	2,694,600	2,983,900
59歳	1,930,900	2,153,000	2,342,500	2,486,100	2,675,600	2,959,800
60歳	1,922,800	2,141,800	2,327,800	2,470,400	2,656,400	2,935,500
61歳	1,908,300	2,121,800	2,304,400	2,442,100	2,624,700	2,898,600
62歳	1,893,800	2,101,700	2,280,800	2,413,600	2,592,700	2,861,300
63歳	1,879,100	2,081,400	2,257,000	2,384,700	2,560,300	2,823,600
64歳	1,858,200	2,054,800	2,224,300	2,349,500	2,519,000	2,773,200
65歳	1,837,100	2,027,800	2,191,200	2,313,900	2,477,300	2,722,400
66歳	1,811,300	1,994,300	2,151,500	2,268,700	2,425,900	2,661,600
67歳	1,785,300	1,960,400	2,111,300	2,223,200	2,374,100	2,600,500
68歳	1,759,300	1,926,500	2,071,000	2,177,300	2,321,800	2,538,600
69歳	1,728,300	1,887,500	2,023,800	2,126,300	2,262,600	2,466,900
70歳	697,300	848,400	976,300	1,075,000	1,202,900	1,394,700
71歳	645,200	783,900	903,200	992,000	1,111,300	1,290,400
72歳	592,400	718,600	829,300	907,900	1,018,600	1,184,800
73歳	539,000	652,500	754,600	822,800	924,900	1,078,000
74歳	474,600	575,400	664,500	726,400	815,500	949,100
75歳	409,400	497,200	573,200	628,800	704,800	818,800
76歳	333,400	404,000	466,800	509,900	572,700	666,800
77歳	256,500	309,800	359,100	389,700	439,000	513,000
78歳	178,600	214,400	250,200	268,000	303,800	357,400
79歳	89,800	107,800	125,800	134,800	152,800	179,800
80歳	0	0	0	0	0	0

(注1) 年齢は、契約応当日における本人の年齢をいい、本人・配偶者コースにおいて、本人が死亡し、配偶者が承継した共済契約については、本人が生存しているものとして計算した年齢をいいます。

(注2) B型は70歳の契約応当日の前日までに死亡した場合は、A型の死亡給付金に加えて、100万円の死亡共済金を支払います。なお、B型の死亡給付金はA型の死亡給付金と同額のためA型の死亡給付金(P.12)を参照してください。

共済証書に記載されているあなたの組合員番号（7桁）



お問い合わせ先

契約内容の照会、共済金等の請求手続は、退職された都道府県警察等（厚生担当課）の警生協支部担当者へご連絡ください。

退職された都道府県警察等の電話番号をご記入ください。



その他のご相談は、下記の事務局相談窓口へお電話ください。

〒102-8607 東京都千代田区三番町6番8 警察共済ビル
警察職員生活協同組合 共済事業部・相談窓口

 **0120-983-110**

※お問い合わせの際は、組合員番号（7桁）を申告してください。

警生協のホームページも併せてご覧ください。ID、パスワードは警生協からの各種通知をご覧になるか、警生協担当者にお問い合わせください。

<https://www.keiseikyo.or.jp>

